

民法724条の20年期間の起算点と 損害の性質論

——潜在型損害と顕在進行型損害の諸類型との関係で——

松 本 克 美*

目 次

- 一 はじめに
- 二 筑豊じん肺最判の20年期間の起算点論と事案の特徴
- 三 潜在型損害と20年期間の起算点論
- 四 顕在進行型損害と20年起算点
- 五 おわりに

一 はじめに

「民法の一部を改正する法律」(2017(平成29)年法律第44号)により2020年4月1日から施行された債権法を中心とする改正民法は、不法行為による損害賠償請求権に関する20年の権利行使期間(以下、単に20年期間と略す)について、判例(最判1989(平元)・12・21民集43巻12号2209頁)が除斥期間としたのを排斥して、明治民法典制定当時の立法趣旨通り、長期の消滅時効であることをあらためて確認した¹⁾。

今後は経過措置における20年期間の法的性質をめぐる議論は残るもの

* まつもと・かつみ 立命館大学大学院法務研究科教授

1) 20年期間の法的性質論をめぐる判例・学説状況についての詳細は、松本克美「民法旧724条後段の20年期間=除斥期間説の違憲無効論」立命館法学391号(2020年)1219頁以下に譲る。

の²⁾、20年期間をめぐる解釈論上の争点は、第一に「不法行為の時」という起算点をめぐる解釈論(起算点論)、第二に、時効であるからには時効の援用が信義則違反、権利の濫用に当たる場合は制限され得るので、どのような場合に20年期間の援用制限がなされるべきかという援用制限論に移ることになった。

本稿はこのうち20年期間の起算点論を論じるものである。20年期間の起算点である「不法行為の時」の解釈をめぐる学説及び下級審の裁判例は加害行為時説と損害発生時説に分岐していた³⁾。最高裁の硬直的な除斥期間説からすれば早期に権利関係を確定させる加害行為時説の方が親和的とも思えるが、最高裁は筑豊じん肺訴訟上告審判決(最判2004(平16)・4・27民集58巻4号1032頁以下、筑豊じん肺最判と略す)において、20年期間を除斥期間としつつも、起算点解釈については損害発生時説に立つことを明らかにした。

筆者は筑豊じん肺最判の損害発生時説を高く評価するとともに⁴⁾、同判決が「損害の性質」を強調する点に着目して、損害類型に応じた20年期間の起算点論の展開の必要性を提唱してきた⁵⁾⁶⁾。

本稿は、筆者の見解をさらに発展させるために、これまで筆者が類型化してきた潜在型損害類型(詳細は後述三参照)を改めて整理し、さらにそれに加えて、顕在化した損害が継続するタイプの顕在進行型損害(詳細は後

2) 経過措置に関する論点については、松本克美「民法七二四条後段の二〇年期間の法的性質と民法改正の経過規定について」法と民主主義495号(2015年)41頁以下、松本・前掲注(1)1235-1236頁参照。

3) その詳細については、内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効』(成文堂、1993年)181頁以下、松本・前掲注(1)1219頁以下参照。

4) 松本克美『続・時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』(日本評論社、2012年)77頁以下。

5) 松本克美「不法行為による潜在型損害の長期消滅時効の起算点——民法724条の『不法行為の時』と『損害の性質』論——」立命館法学378号(2018年)788頁以下。

6) 松本克美「民法724条の『不法行為の時』の解釈基準と『損害の性質』に着目した不法行為類型」立命館法学385号(2019年)1274頁以下。

述四参照）についての起算点論を展開しようとする試みである。

まずは筑豊じん肺最判の起算点論の意義と射程距離を再確認しよう。

二 筑豊じん肺最判の20年期間の起算点論と事案の特徴

1 事 案⁷⁾

筑豊じん肺最判は九州の筑豊炭鉱の労働者が作業中に粉塵に暴露し、じん肺症に罹患したことに対して、使用者企業の安全配慮義務違反の債務不履行責任ないし不法行為責任とともに、国がじん肺症防止のための公権力の行使を怠ってきたことに対して国家賠償請求をした事案である。1審は使用者の安全配慮義務の責任は認めたものの国の責任を否定した（福岡地裁飯塚支判1995（平7）・7・20判時1543号3頁）。原審判決（福岡高判2001（平13）・7・19判タ1077号72頁）は使用者の責任とともに、じん肺訴訟で国の国家賠償責任を認めるとともに、20年期間の起算点については加害行為時説を主張する国の主張を排斥し、20年期間の「不法行為の時」とは「不法行為の要件を充足した時」と解すべきであり、したがって加害行為時ではなく損害発生時が起算点だとして20年期間の経過を否定し、国に対する請求を一部認容する画期的判決を下した。これに対して、被告国は国の不法行為責任の成立及び20年期間の起算点を争い、上告した。

2 判 旨

上告審判決は原審判決と同様に、国の不法行為責任を認めた上で、損害発生時が20年期間の起算点であるとした。しかし、その理由は原判決のような不法行為要件充足時説とは異なり、次のように判示した。

「民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為ノ時』と規定さ

7) 事案の詳細は、松本・前掲注（4）79頁以下参照。

れており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。」(下線は引用者。以下同様)

3 筑豊じん肺最判の意義と射程距離

(1) 二元説か一元説か

筑豊じん肺最判は原則・加害行為時説、例外・損害発生時説にたつ二元説であるとする理解がある⁸⁾。しかし、上記の判決文から明らかなように、加害行為時が起算点となるのは、「加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合」なのである。従って、筑豊じん肺最判は、20年期間の「不法行為の時」とは加害行為が行われただけでは足りず、それによって損害が発生した時と一元的に解釈しているものと評価できる⁹⁾。

8) 宮坂昌利「時の判例」ジュリスト1279号(2004年)142頁、大塚直「判解」法学教室別冊・判例セレクト2004(2004年)22頁、金山直樹『時効における理論と解釈』(有斐閣、2009年)381頁、吉村良一「判解」平成16年度重要判例解説・ジュリスト1291号(2005年)85頁など。

9) 松本・前掲注(4)87頁、同「民法724条後段の20年期間の起算点と損害の発生——権利行使可能性に配慮した規範的損害顕在化時説の展開——」立命館法学357・358号(2015年)1816頁以下参照。同旨を述べるものとして、五十川直行「民法判例レビュー87」判例タイムズ1166号(2004年)86頁。

(2) 健康被害限定説か非限定説か

学説の中には筑豊じん肺最判の射程距離は判決文で例示する「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害」のような健康被害に限定されるとする見解がある（健康被害限定説¹⁰⁾。しかし、これは「のように」と判決文にあるように単なる例示であって、これらの損害に限定する趣旨を積極的に述べたものとは捉えられない。その証拠に、民集に搭載された本判決の判示事項は、「加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合における民法724条後段所定の除斥期間の起算点」であり、また、判決要旨は、「民法724条後段所定の除斥期間は、不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時から進行する。」とされている。すなわち、健康被害に限定する趣旨は判示事項にも判決要旨にも一切現れていないのである。従って、筑豊じん肺最判の射程距離は何も健康被害に限定されるものではなく、それ以外の被害にも広く開かれていると解すべきである（非限定説¹¹⁾。

(3) 「事実上の損害」か「規範的損害」か

下級審の裁判例の中には、筑豊じん肺最判のいう「損害の発生」を、権利者にとっての客観的な権利行使の契機となるような損害（筆者は規範的損害と呼んでいる）の発生とは捉えず、権利者にとっての客観的な権利行使可能性とは無関係な「事実上の損害」の発生と捉えるものがある¹²⁾。しか

10) 宮坂・前掲注 (8) 142頁。

11) この点は既に筆者が強調してきた（松本・前掲注 (4) 95頁，同・前掲注 (5) 805頁以下，松本克美「建築瑕疵の不法行為責任と除斥期間」立命館法学345・346号（2013年）3841頁以下など）。金山・前掲注 (8) 384頁は非限定説も「可能性としては残されている」とする。

12) 足立区女性教員殺害事件で、殺害・遺体隠匿の時点で損害が発生したとして、この時を20年期間の起算点とした1審判決（東京地判2006（平18）・9・26判時1945号61頁），2ノ

し、筑豊じん肺最判が、なぜ損害発生の時を20年期間の起算点の「不法行為の時」として捉えるのかについてあげた理由は、先に紹介したように、そう解さなければ「被害者にとって著しく酷」ということなのである。すなわち、筑豊じん肺最判がいう「損害の発生」とは権利者が客観的にも認識できないような事実上の損害のことを言っているのではなく、客観的な権利行使の契機となるような損害の顕在化という意味で損害の発生を起算点にしているのである¹³⁾。

筑豊じん肺最判は、当該事案における損害発生の時はいつかという点について、原判決が示した各人にとって最も重いじん肺法上の管理区分の行政上の決定がなされた時ないしじん肺症により死亡した時という起算点の認定をそのままは認している。これは、まさに権利行使の客観的な契機となる規範的な損害の発生時を基準にしていることを示している。なぜなら管理区分に従った症状にあたる損害は、行政上の決定がなされる前から被害者の体内で事実上発生していたと捉えられるのに、起算点となる損害の発生時は、体内で権利者にわからないような形で事実上損害が発生をした時ではなく、管理区分の行政上の決定がなされて権利者にもその管理区分に応じた損害の賠償請求が客観的に可能となる時点を起算点としているからである。

ㄨ 審判決（東京高判2008（平20）・1・31判時2013号68頁。但し、民法160条の法意に照らし除斥期間の効果制限をして、原告の請求を一部認容した）、出生児産院取り違い事件で、産院で取り違えられた時に損害が発生したとして、この時を20年期間の起算点とした1審判決（東京地判2005（平17）・5・27判時1917号70頁）、2審判決（東京高判2006（平18）・10・12判時1978号17頁。但し、分娩助産契約上の債務不履行に基づく損害賠償請求権の旧167条1項の10年時効の起算点である「権利を行使することができる時」（旧166条1項）は、後の血液型検査で血縁としての親子関係に疑いが生じた時点だとして、時効の完成を否定）、手術後タオル残置事件で、第一手術の際に腹部にタオルが残置されたままに手術を終えた時点で損害が発生したとする1審判決（東京地判2012（平24）・5・9判時2158号80頁。ただし、債務不履行に基づく損害賠償請求権の10年の消滅時効の起算点は、第二手術で第一手術時の残置タオルが内臓に癒着しているのが発見された時として請求を一部認容）など。これらの詳細は、松本・前掲注（9）1828頁以下参照。

13) 筆者が再三にわたり強調してきた点である（松本・前掲注（4）143頁以下、同・前掲注（5）797頁以下、同・前掲注（6）1282頁以下、同・前掲注（9）1818頁以下、など）。

(4) 異質損害段階的発生時説との関連

① じん肺症と異質損害段階的発生時説

筑豊じん肺最判の事案はじん肺症被害の事案である。じん肺症の特徴はその潜在性・進行性にある。すなわち、じん肺症は粉塵職場を離脱してから相当長期間を経て発症することがある（潜在性）。しかも、その後の症状の進展は個人による差が激しく、将来、どの程度症状が進行するのかを予見することは困難である。じん肺症に関しては特別法であるじん肺法により、一定の粉塵職場で労働した経験のある者に健康診断を義務づけ、管理区分を設けている。じん肺症の症状が出ていると管理区分二とされ、症状の進行に伴い、管理区分三、四と診断される。それぞれの管理区分ごとに支給される労災保険金の額も定められている。

じん肺症に対しては使用者に対する安全配慮義務違反の債務不履行責任を追及する訴訟の中で、10年の消滅時効の起算点である「権利を行使することができる時」とはいつかが争われてきた。判例の到達点論は長崎じん肺最判1994（平6）・2・22民集48巻2号441頁が示した次のような起算点論である。筆者はこれを「異質損害段階的発生時説」と名付けている¹⁴⁾。少し長くなるが重要なので、下記に引用しておこう。

「雇用契約上の付随義務としての安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は、民法一六七条一項により一〇年と解され（最高裁昭和四八年(オ)第三八三号同五〇年二月二五日第三小法廷判決・民集二九巻二号一四三頁参照）、右一〇年の消滅時効は、同法一六六条一項により、右損害賠償請求権を行使し得る時から進行するものと解される。そして、一般に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となるというべきところ、じん肺に罹患した事実は、その旨の行政上の決定がなければ通常認め難いから、本件においては、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決

14) 松本克美『時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』（日本評論社、2002年）258頁以下。

定を受けた時に少なくとも損害の一端が発生したものである。

しかし、このことから、じん肺に罹患した患者の病状が進行し、より重い行政上の決定を受けた場合においても、重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が、最初の行政上の決定を受けた時点で発生していたものとみることとはできない。すなわち、前示事実関係によれば、じん肺は、肺内に粉じんが存在する限り進行するが、それは肺内の粉じんの量に対応する進行であるという特異な進行性の疾患であって、しかも、その病状が管理二又は管理三に相当する症状にとどまっているようにみえる者もあれば、最も重い管理四に相当する症状まで進行した者もあり、また、進行する場合であっても、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けてからより重い決定を受けるまでに、数年しか経過しなかった者もあれば、二〇年以上経過した者もあるなど、その進行の有無、程度、速度も、患者によって多様であることが明らかである。そうすると、例えば、管理二、管理三、管理四と順次行政上の決定を受けた場合には、事後的にみると一個の損害賠償請求権の範囲が量的に拡大したにすぎないようにみえるものの、このような過程の中の特定の時点の病状をとらえるならば、その病状が今後どの程度まで進行するのかがもとより、進行しているのか、固定しているのかすらも、現在の医学では確定することができないのであって、管理二の行政上の決定を受けた時点で、管理三又は管理四に相当する病状に基づく各損害の賠償を求めることはもとより不可能である。以上のようなじん肺の病変の特質にかんがみると、管理二、管理三、管理四の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべきであり、最初の軽い行政上の決定を受けた時点で、その後の重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が発生していたとみことは、じん肺という疾病の実態に反す

るものとして是認し得ない。これを要するに、雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けた時から進行するものと解するのが相当である。」

筑豊じん肺訴訟の原審判決は、このような旧民法166条1項の「権利を行使することができる時」の解釈で示された異質損害段階的発生時説を旧民法724条後段の「不法行為の時」の起算点論にも適用し、じん肺症においては各管理区分の行政上の決定を受けた時にそれぞれの異質な損害が発生すると解し、各人にとって最も重い行政上の決定を受けた時またはじん肺症により死亡した時¹⁵⁾が、それぞれの損害発生の時であると解した。上告審判決でもこのような具体的起算点論を是認できるものとしてそのまま認めている。

② じん肺症以外の異質損害の発生と20年期間の起算点¹⁶⁾

集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染した場合でも、実際に症状が発生するまでには長期間が経過することが多い。B型肝炎・札幌訴訟では、集団予防接種等によりB型肝炎に感染し、20年後に症状が発症した被害者からの国賠請求訴訟で、国は20年期間の起算点である「不法行為の時」とは加害行為の時であり、従って集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染した時点から除斥期間が経過していると主張した。しかし、最判2006（平18）・6・16民集60巻5号1997頁は、筑豊じん肺最判を引用して、加害行為から遅れて損害が発生する場合の20年期間の起算点は損害が

15) 前掲の長崎じん肺最判以降、じん肺症で死亡した時点にも質的に異なる損害が発生したと考えられることから、この時点も別途、10年時効の起算点となることを認める下級審の裁判例が現れ（東京高判2001（平13）・10・23判時1768号138頁）、最高裁自身もこのような死亡時別途起算時説を肯定している（筑豊じん肺・日鐵関係・最判2004（平16）・4・27判時1860号152頁）。

16) 筆者は既に損害の異質性に注目して20年期間の起算点を論じた（松本克美「異質損害の遅発と時効起算点」末川民事法研究6号（2020年）35頁以下）。本稿は、さらにそれを発展させたものである。

発生した時であり、当該事案では原告被害者がB型肝炎を発症した時（具体的には医師からB型肝炎という診断を受けた時）であるとした。

さらにB型肝炎・福岡訴訟では、乳幼児期の集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染した原告らが、その後、成人した後で、HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症した。その後、原告らは抗ウイルス治療により HBe 抗原陰性への転換（セロコンバージョンという）を起こして肝炎が沈静化したのが、更に、長期間を経て HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことに対して国賠訴訟を提起した事案である。国は20年期間の起算点が損害発生の時であるとしても、それは最初に原告らが HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症した時であり、それから20年以上を経て提訴された本件では原告らの損害賠償請求権は消滅したと主張した。

これに対して、最判2021（令3）・4・26裁時1761号1頁は最初の HBe 抗原陽性慢性肝炎と後の HBe 抗原陰性慢性肝炎とは異質の損害であり、後者の損害に対する損害賠償請求権の20年期間の起算点は後者の損害が発生した時であるとして次のように判示した¹⁷⁾。

本件原告らに発症したような「セロコンバージョンにより非活動性キャリアとなった後に発症する HBe 抗原陰性慢性肝炎は、慢性B型肝炎の病態の中でもより進行した特異なものというべきであり、どのような場合に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症するのかは、現在の医学ではまだ解明されておらず、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症の時点で、後に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症することによる損害の賠償を求めることも不可能である。以上のような慢性B型肝炎の特質に鑑みると、上告人らが HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症したことによる損害と、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害とは、質的に異なるものであって、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害は、HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時に発生したものというべきである。

17) 本判決に関する判例批評として、松本克美「進行性のB型肝炎の再発と民法724条の20年期間の起算点」新・判例解説 Watch・民法（財産法）No. 217（2021年）1頁以下。

以上によれば、上告人らが HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害については、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症の時ではなく、HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時が民法724条後段所定の除斥期間の起算点となるというべきである。」

4 小 括

筑豊じん肺最判は加害行為から遅れて損害が発する場合の20年期間の起算点は損害発生時であるとした。当該事案はじん肺症の事案であり、じん肺症の特徴はその潜在性・進行性にあり、じん肺症に罹患した個人によって進行の度合いが異なるため、将来の進行を予測できない。従って、じん肺症に罹患したことを示す管理区分二の行政上の決定がなされた時に損害が発生したとして、その後に深刻化した損害を含めた賠償請求権の消滅時効について、最初の損害発生時を10年時効ないし20年期間の起算点とすると、客観的に権利行使ができない時点で消滅時効ないし20年期間の進行を認めることになり妥当でない。そこで、最判平成6年は異質損害段階的発生時説を取り、じん肺症については各管理区分の行政決定がなされた時点で、それぞれ質的に異なる別の損害が発生したとして、各人にとって最も重い管理区分の時を時効起算点とし、これが筑豊じん肺訴訟の原審判決で20年期間の起算点論にも適用され、その上告審判決の筑豊じん肺最判もこれを是認した。

同様に潜在性・進行性被害であるB型肝炎ウイルスへの感染症の場合は、じん肺法のような管理区分はない。しかし、前掲のB型肝炎最判2021年は、原告らが罹患した HBe 抗原陰性慢性肝炎は、最初に罹患した HBe 抗原陽性慢性肝炎とは質的に異なるものであるとして、前者に対する損害賠償請求権の20年期間の起算点は前者を発症した時が起算点となると解した。

以上のように、筑豊じん肺最判の判決の射程距離はじん肺症に限らず、症状の進行により最初に発症したのと異質な損害が発生した場合にも適用できることが判例上明確になったわけである。

三 潜在型損害と20年期間の起算点論

筑豊じん肺最判の〈加害行為から相当期間を経て損害が発生する場合の20年期間の起算点は損害発生時〉という規範は、加害行為の時には損害が発生しない潜在型損害の場合の起算点解釈を示したものと言える。

筆者は潜在型損害をさらに次のように分類して、それぞれの損害発生時を20年の起算点と解すべきことを提言してきた¹⁸⁾。

1 潜在型損害

加害行為があってもそれによる損害が潜在化しているため、加害行為があったこともわからないような場合である。

(1) 遅発型損害

損害の性質からして損害の顕在化が遅れる場合である。いずれも損害の発生、すなわち損害の顕在化した時をもって20年期間の起算点と解すべきである。この中にさらに次の3つの類型を考えることができる。

① **内的遅発型** 損害の性質それ自体からして、損害が後から顕在化する場合である。じん肺症の管理区分ごとの損害やB型肝炎のウイルス感染による肝炎の発症や最初の HBe 抗原陽性慢性肝炎と区別される後での HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症などである。最高裁が認めてきた遅発型損害はこれらの内的遅発型損害に該当するが、上述したように、最高裁自身が損害発生時説をこのような内的遅発型損害に限定しているとは評価できない。

② **故意遅発型** ある者が20年以上を経て爆発する時限爆弾を仕掛けて、それが20年以上を経て爆発し、人が死傷したり、建物や家具などの財産に損害が生じたような場合である。この場合も、損害が顕在化して、はじめに加害行為自体も顕在化する。この時に爆弾を設置した時点を「不法行為

18) 松本・前掲注 (5) 790頁以下。なお松本・前掲注 (6) 1284頁以下では本文で検討する損害類型に応じた不法行為の類型化を試みた。

の時」と解しても、そもそもその時点では加害行為自体も潜在化し、後に損害賠償請求する健康被害も財産上の損害も発生していないのであるから、発生していない損害についての損害賠償請求権の消滅が進行していくのは背理である。実際の損害が生じた時点をもって「不法行為の時」と解すべきである。

③ 偶然遅発型 地震で建物が倒壊し、後から調べたら、建物自体ないし宅地造成された地盤に重大な瑕疵があり、それが原因で倒壊したことが判明したような場合である。故意に瑕疵を作出したような場合は、故意遅発型に分類できようが、そうでない場合は、この偶然遅発型に分類できる。偶然と名付けているのは、損害の顕在化が、地震を契機とするように偶然の事情により左右されるからである。この場合も、建物が倒壊して損害が顕在化してから加害行為も明らかになったのであるから、建物完成後の引渡しの時点では加害行為も損害も潜在化している。損害が顕在化した時点をもって「不法行為の時」と解すべきである¹⁹⁾。

(2) 隠蔽型損害

既に発生した損害を加害者が意図的に隠蔽したために、加害行為自体も潜在化している場合である。足立区女性教員殺害事件がまさにこれにあたる²⁰⁾。最高裁は、この事案で原判決同様に、「民法160条の法意に照らして」本件での除斥期間の効果は制限されるとして原告の請求を認容した（最判2009（平21）・4・28民集63巻4号853頁）。筆者はこうした解釈を否定す

19) 宮坂昌利（筑豊じん肺最判時の最高裁調査官）は、ブロック塀の設置から20年以上を経過して倒壊し、下敷きになって死傷事故が発生したような場合は、「偶発せいの事故死による損害」だから、筑豊じん肺最判のいう「損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合」とは言えず、その射程外とする（宮坂昌利「判解」最判解平成16年度（上）（2017年）327頁）。しかし、これは筆者のいう偶然遅発型損害であり、損害が顕在化した時をもって20年期間の起算点と解すべきである。

20) この事案の詳細と各審級の判決の批判的検討については、松本・前掲注（4）165頁以下に譲る。

るものではないが、起算点論の解釈により20年期間の経過自体を否定することもできたのではないかと考えている。すなわち、この事件で加害者は殺害した被害者の遺体を自宅の庭に埋めて隠蔽したため、加害行為も損害も潜在化していた。筑豊じん肺最判がいう損害の発生とは前述したように、事実上の損害の発生を意味するのではなく、そう解さないと「被害者にとって著しく酷」と言っていることから明らかなように、客観的な権利行使の契機となるような損害の顕在化を意味すると解すべきである。従って、この事案では、加害者が自己の犯行を警察に自首し、それに基づき遺体が発見されDNA鑑定の結果、行方不明となっていた被害者のものであることが判明した時点をもって、損害が顕在化したと捉えることも可能であった²¹⁾。

なお、上述の故意遅発型損害と隠蔽型損害の違いは、事実上の損害発生の有無による。すなわち20年以上を経て爆発する時限爆弾を仕掛けたような故意遅発型損害の場合は、加害行為の時点では爆発による損害自体が発生していない。ところが隠蔽型損害のように、殺害して遺体を隠蔽したような事案では、殺害時点で殺害による事実上の損害は発生しているが、それが隠蔽されたため損害が顕在化しないという違いがある。いずれにしても20年期間の起算点は損害の顕在化時（前者では爆発時、後者では遺体が発見され被害者と確認された時点）と解すべきである。

2 不法性潜在型損害

加害行為があつて損害も発生したが、不法行為による損害であることが否定された、あるいは認められてこなかったために、不法行為を理由とし

21) なお筑豊じん肺の原審判決が採用した不法行為の時＝不法行為の要件充足の時と解す説を取ると、殺害による損害発生は殺害の時点なので、その時が不法行為の時と解釈することになるかもしれない。しかし、「被害者にとって著しく酷」「加害者は予期すべき」という利益衡量を前面に出した筑豊じん肺最判の起算点からすれば、遺体の発見を契機とした損害の顕在化を起算点と解することも十分可能ではないか。この点については、松本・前掲注(5)799頁以下参照。

た損害賠償請求が客観的にできなかった場合の損害である。不法行為として認められないために、その損害も不法行為による損害賠償請求の対象となる損害とは認められてこなかった。その意味で不法行為による損害としては潜在化していたとも言える。

「不法性潜在型」損害の典型例は冤罪被害による損害である²²⁾。冤罪被害者自身は自分は無実であり冤罪だと分かっているにもかかわらず刑事事件で有罪判決が出てしまえば、冤罪だと言って国賠請求訴訟をしてもそもそも冤罪であることが否定されて請求も棄却されてしまう。裁判例で冤罪被害者が国家賠償請求した場合の20年期間の起算点は再審で無罪が確定した時とするものがあるのはこの意味で妥当な起算点論である²³⁾。再審で無罪が確定するまでの冤罪被害が潜在化していたのであり、冤罪の原因となる逮捕や取り調べ、起訴の不当性などの加害者行為やそれによる不当な拘束という損害が事実上発生していても、それが不法行為であることが潜在化していたのであるから、不法行為による損害であることも潜在化していたと解すべきである。この場合の不法行為により損害の顕在化は再審で無罪が確定し、冤罪であることが顕在化した時点と解すべきである。

また自宅に放火して建物内にいた自分の娘を保険金目当てで死亡させた罪で無期懲役の有罪判決を受けた刑事被告人が、再審で無罪となった（大阪地判2016（平28）・8・10判時2324号28頁。東住吉事件）。その翌年、この冤罪被害者は、娘が死亡したのは自分が放火したためではなく、自宅に止めていた車の欠陥によりガソリンが漏れて引火したことによるものであるとして、この自動車の製造メーカーを相手取り不法行為による損害賠償請求し

22) 冤罪に対する国賠請求と20年期間の起算点については、松本克美「冤罪と時効」立命館法学393号・394号（2021年）2430頁以下を参照されたい。

23) 再審で無罪判決が確定した日をもって20年期間の起算点としたものとして、金森事件冤罪国賠訴訟・大阪地判1973（昭48）・4・25訟月19巻12号17頁、同・控訴審・大阪高判1975（昭50）・11・26判時804号15頁、加藤老事件冤罪国賠訴訟・広島地判1980（昭55）・7・15判時971号19頁、広島高判1986（昭61）・10・16訟月33巻9号2203頁、布川事件冤罪国賠訴訟・東京地判2019（令1）・5・27 LEX/DB25563059など。

た。1審判決（大阪地判2018（平30）・10・26）も2審判決（大阪高裁2020（令和2）・10・16）も被告に不法行為が成立するか否かを判断することなく、本件事故から20年以上経っているので、いずれにしても20年期間が経過しており、また除斥期間の効果を制限すべき事情もないとして請求を棄却し、上告審もこの判断を維持した（最決2021（令3）6・24）。しかし、再審無罪判決が出るまでは刑事被告人となった冤罪被害者が放火したことにより娘が焼死したとされていたのであるから、その状態で自動車メーカーに不法行為責任を追及しても不法行為自体が否定されてしまうであろう²⁴⁾。従って、自動車メーカーに損害賠償請求ができる契機となる損害の顕在化は、再審無罪判決を得た時と解すべきであった。

なお全国で争われている旧優生保護法下でなされた優生手術に対する損害賠償請求の事案²⁵⁾も、不法性潜在型損害として捉えることができる。これらの事案では提訴から40年以上も前になされた本人の意に反する優生手術の違憲性、違法性が争われ、手術自体のあるいはこのような被害を放置してきた厚生大臣や国会議員の立法不作為の違法性などを理由に国家賠償請求がなされている。被告国は原告に損害賠償請求権があるとしても20年期間の起算点は手術が行われた時であり、それから20年以上を経て提訴されているので、いずれにしても原告の権利は除斥期間の経過により消滅したと主張した。各判決も除斥期間の経過に基づき請求を棄却している²⁶⁾。

24) この民事事件の原告は、最高裁の上告不受理決定を受けて、火災事故が20年期間の起算点の「不法行為の時」であるとすると冤罪による有罪判決が執行され刑務所に収容中に除斥期間が経過することになり、不当な判断であることを強調している（朝日新聞デジタル・2021年6月26日。<https://www.asahi.com/articles/ASP6V30WMP6TUTIL03J.html>）。

25) 仙台地判2019（令1）・5・28判時2413・2414合併号3頁、東京地判2020（令2）・6・30 LEX/DB25585269、大阪地判2020（令2）・11・30 LEX/DB25571333、札幌地判2021（令3）・1・15 LEX/DB25571295、神戸地判2021（令3）・8・3など。山田孝紀「旧優生保護法賠償訴訟における損害及び時効・除斥期間の検討」法と政治71巻1号（2020年）367頁は、この種の訴訟での20年期間の起算点論、効果制限論などを総括的に論じていて示唆に富む。

26) 前掲注（25）に紹介の仙台地裁、大阪地裁、札幌地裁は優生手術が行われた時が20年期間の起算点であるとし、東京地裁、神戸地裁はどんなに遅くとも優生不妊手術の規定を

しかし被告とされた国は、優生手術は法律に基づく適法な手術であって国には不法行為責任はないことを繰り返し表明してきたのである。意に反する優生手術が行われたことを認識できても、それが不法行為に当たることの認識を国が妨げてきたのであるから、不法性が潜在化してきた損害と捉えるべきで、不法性が潜在化していた間は、20年期間は進行しないと解することも可能ではないか。従って、20年期間の起算点は、旧優生保護法・東京訴訟の原告が主張するように、この種の問題について仙台地裁が原告らの意に反する強制優生手術は違憲な手術であり、国には国家賠償責任が成立することを初めて認める判決を下した日（2019（令1）・5・28）と解す起算点解釈もこうした意味で支持できる。

四 顕在進行型損害と20年起算点

1 問題の所在

筑豊じん肺最判は加害行為に遅れて損害が発生した遅発型損害についての起算点論の規範的枠組みを提示した点で大きな意義があった。また同一の加害行為で複数の異質の損害が発生する場合は、異質の損害が発生するごとに20年期間の起算点を設定することも可能となった。なお残された問題は、後から発生した損害が前に発生した損害とは異質とは言い難い場合（再発型）や損害が進行してどこで止まるかわからないような場合（進行継続型）の起算点論である。

2 再発型

集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染し、HBe抗原陽性慢性肝炎を発症したが、その後、沈静化し、その後、HBe抗原陰性慢性肝炎を発症した場合、両者は異質の損害であるので後者の発症時が20年期間の

↘削除した1996年頃が起算点であるとして、いずれも提訴まで20年以上が経過し、除斥期間が満了したとする。

起算点と解すべきことは前述した。それでは、後者の HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したものの、それが沈静化したので、後者の損害についての損害賠償請求をしないでいたら、それからさらに20年以上を経て再び HBe 抗原陰性慢性肝炎を再発した場合はどうか。この場合、最初に発症した HBe 抗原陽性慢性肝炎とは異質であるとは言えるものの、中間時点で一度発症した HBe 抗原陰性慢性肝炎と異質かと言えば、医学的には異質とは言えない。まさにこの点が争われた B 型肝炎福岡訴訟・第 2 陣訴訟では、中間時点での HBe 抗原陰性慢性肝炎発症時が20年期間の起算点であるとして既に損害賠償請求権は消滅しているとした(福岡地判2020(令2)・6・23訴月66巻11号1844頁)。

3 進行継続型

また同じく B 型肝炎ウイルスに感染し、その後、HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症した。しかし、これは治療により沈静化することもあるが、原告の場合、20年以上を経ても沈静化しない。そこで国家賠償請求訴訟をしたところ、発症から既に20年以上が経っているとして請求が棄却されてしまった例がある。この場合も最初の発症とそれ以降の発症の継続の間に、異質な損害を観念できるのかということ、福岡地裁は同じ損害が継続していただけであるから異質な損害を観念できないと判示した(上記・福岡地判2020)。

4 顕在進行型損害の起算点論

再発型、進行継続型ともに、損害が潜在化していたり、異質な損害が後から発生したのではなく、損害は前に顕在化していたとも言える。しかしなぜ権利行使が遅れたのかといえ、損害は顕在化したものの、それが沈静化して損害が発生しているとは言えなくなる可能性があったり、どこまで進行するのかしないのかわからないからである。

じん肺症も個々人によってどの程度症状が進行するのわからない点で共

通する。ところで先に述べたように、じん肺症に関する異質損害段階的発生時説は最初の症状の発生の時を10年時効ないし20年期間の起算点とするのではなく、各人にとって最も重い行政管理区分の決定の時ないしじん肺による死亡の時を起算点とするという画期的な意義を有するものであった。しかし、異質損害段階的発生時説をとっても救済の隙間が生じることには否めない。例えば、管理区分四を受けてその後20年以上生存している被害者は、管理区分四の行政決定を受けた時が20年期間の起算点であるので、賠償請求権は20年期間の経過により消滅したとして請求が棄却されてしまう。その後、じん肺症により死亡した場合は死亡時が20年期間の起算点なので、死亡に関する損害賠償請求を遺族がするのは可能かもしれないが、長い間苦しんできた本人は死亡してしまっているのであるから本人には意味がない。

筆者は、じん肺症のように進行するのかもしれないのか、進行の度合いもわからないような損害についての賠償請求権の消滅時効は損害の進行が止むまで進行しないと解すべきであり、起算点は、これ以上の損害の進行がないことが明らかとなった被害者の死亡時と解すべきだという死亡時説を提唱してきた²⁷⁾。

この点で注目すべきは、鉱業法115条1項が鉱業被害の被害者の損害賠償請求権は「一 被害者が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行使しないとき。二 損害の発生の時から20年間行使しないとき。」に時効によって消滅することを規定した上で、同条3項により「前二項の期間は、進行中の損害については、その進行がやんだ時から起算する」として、時効の起算点を損害の進行停止時に求めている点である²⁸⁾。

27) 松本・前掲注(14)339頁。

28) なお本文中で紹介した鉱業法の規定の文言は、2020年4月1日施行の民法の一部改正に伴い改正された文言である。改正前の115条は下記の通りであった。「1項 損害賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わない時は、時効によって消滅する。損害の発生の時から二十年を経過したときも同様とする。2項 前項の期間は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。」

この損害進行停止時説を規定した鉱業法の規定は、民法に定めのない特別な規定を定めた創設的規定だと解すべきなのだろうか。鉱業法が規定する20年期間の起算点である「損害の発生の時」は、民法には規定がない。しかし、筑豊じん肺最判は20年期間の起算点である「不法行為の時」の解釈として、加害行為から遅れて損害が発生するときの「不法行為の時」とは損害発生の時であるとして、鉱業法が規定するのと同じ起算点を民法の解釈によって実現した。つまり、鉱業法の損害発生時の規定は鉱業法だけに当てはまる規範ではなく、民法にない規範を特別に創設した創設的規定というよりも確認的規定として捉えることができる。

それと同じように鉱業法の規定する「進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する」という起算点も、鉱業法に特別な起算点と解す必要はなく、進行するのかわからないのか、どの程度進行するのかわからない損害についての時効起算点論を確認的に規定したものと評価することも可能ではないだろうか²⁹⁾。

なお鉱業法116条は鉱害の賠償義務について定めた「この章の規定は、鉱業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。」とする。その趣旨は、鉱業法でいう「鉱害」にはこれらの損害は含まれないという趣旨であって、民法724条の20年期間の起算点解釈に進行停止時説をとる際の障害になるものではないと解すべきである。

要するに、顕在進行型損害についての20年期間の起算点である「不法行為の時」とは、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算すべきである。従って上述した再発型も進行継続型も、損害の進行のやんだ時が起算点なのだから、提訴時点で進行がやんでいなければ、そもそも20年期間は経過していないと解すべきである。これによって加害行為から相

29) 金山直樹は上述の鉱業法などのように起算点について特別な定めを置いている場合に、「民法724条制定時には十分に考慮されなかった要素が特別法によって評価されて補われたのだと解すると、これらの特別法の趣旨は一般法の解釈でも生かされるべきだと考えることができよう。」とする(金山・前掲注(8)382頁)。

当長期間を経て加害者は損害賠償請求される可能性がある。しかし、この点については筑豊じん肺最判の判示したことが当てはまるのではないか。すなわち、「加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべき」なのである。

五 おわりに

冒頭で紹介したように、改正民法は不法行為による損害賠償請求権の二重の権利行使期間のうち、20年の長期期間の法的性質について、判例のいうような除斥期間ではなく、消滅時効であることを明文で確認したものの、起算点である「不法行為の時」という文言を変えることはなかった。そこで、今後も「不法行為の時」という起算点解釈論が大きな課題となり続けることになる。

本稿は、加害行為から遅れて損害が発生した時の20年期間の起算点である「不法行為の時」とは損害発生の時であるとした筑豊じん肺最判を極めて妥当な解釈論として支持しつつ、その射程距離を、筑豊じん肺最判が強調する「損害の性質」に応じて、権利者にとっての客観的な権利行使可能性の契機となる損害の顕在化が問題となる事案に広く当てはめるべきことを提唱した。

もっとも筑豊じん肺最判自体は「損害の性質」について一般論を展開しているわけではない。そこで、筆者は加害行為から遅れて損害が顕在化する場合を遅発型損害と隠蔽型損害に類型化し、前者をさらに内的遅発型損害、故意遅発型損害、偶然遅発型損害に類型化して、それぞれの「損害の性質」に即した起算点論を提唱した。

さらに加害行為から遅れて損害が顕在化したとは言えないが、早期の権利行使が困難な損害類型を顕在進行型損害として新たに類型化し、さらにその中に、再発型や進行継続型が含まれることを論じた。顕在進行型損害

では、加害行為に遅れて損害が顕在化した時が20年期間の起算点であるという筑豊じん肺最判の論理をそのまま用いることはできない。しかし筑豊じん肺最判が強調する「損害の性質」に即してこの損害類型での20年期間の起算点を解釈するとすれば、損害の進行中は時効は進行せず、進行が止んだ時が起算点であると解すべきであることを提言した。これは既に鉱業法115条3項が示す起算点であるが、これは何も鉱業被害にだけ特別に当てはまる起算点論ではなく、顕在進行型損害に普遍的に妥当する規範を示したものと捉えるべきである。

本稿では顕在進行型損害としてB型肝炎福岡2陣訴訟で争点となったような「再発型」「進行継続型」を挙げた。例えば児童期に受けた性的虐待被害による PTSD 症状が成人になっても断続的に発症するような事例なども、この顕在進行型損害類型の一つとして検討に値しよう³⁰⁾。今後の検討課題としたい。

30) 久須本かおりは、児童期の性的虐待被害により成人後にも PTSD (外傷性ストレス障害) が継続しているような場合は、「被害の進行がやみ、損害全体が明らかになるまで、時効は進行しないと考えることができるのではないか。」と指摘する(久須本かおり「民法724条後段の適用制限・再考——カネミ油症訴訟ならびに幼少期の性的虐待を原因とする PTSD 訴訟を契機として——」愛知大学法経論集197号(2013年)160頁)。ここでは「時効」と言っているが、20年期間の起算点を遅らせることができないかという文脈で論じられている。なお児童期の性的虐待被害の損害賠償請求権と20年期間の起算点論・制限論の私見については、松本克美「児童期の性的虐待被害に起因する PTSD 等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」立命館法学349号(2013年)、同「民事消滅時効への被害者学的アプローチ——児童期の性的虐待被害の回復を阻害しない時効論の構築のために」被害者学研究27号(2017年)30頁以下で論じた。